

函館市固定資産税等過誤納金返還事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、函館市固定資産税等過誤納金返還要綱（以下「要綱」という。）に基づく返還金の支出に係る事務の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 返還金の支出科目

返還金の支出科目は、次のとおりとする。

- （款） 総務費
- （項） 徴税費
- （目） 税過年度支出金
- （節） 償還金， 利子及び割引料

3 支出対象者

（1）返還金を受ける者（以下「対象者」という。）として認定する納税者は、次のとおりとする。

ア 市長が調査等で知り得た者

イ 過誤納について申出をした納税者で、調査の結果、対象者として認定することが適当であると認められるもの。

（2）対象者である納税者が既に死亡している場合は、相続人に返還金を支払うものとし、相続人が2人以上いるときは、これらの相続人を代表する者に支払うものとする。

（3）当該返還金に係る賦課処分の対象となった固定資産が共有のものである場合は、共有者を代表する者に返還金を支払うものとする。

4 対象者の提出書類

次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

（1）相続人が2人以上いる場合 別記第1号様式の届出書

（2）固定資産が共有のものである場合 別記第2号様式の届出書

5 返還金の額等

(1) 要綱第3条第1項の還付不能額は、本税過誤納金ならびにそれに附帯して徴収した延滞金および督促手数料とし、その算定は、次のとおりとする。

ア 本税過誤納金

課税台帳により算定し、収入原簿により納付を確認し、その額および納付日
を確定する。

イ 延滞金および督促手数料

収入原簿によりその額を確定する。

(2) 要綱第3条第1項の利息相当額の算定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4の規定を準用するものとし、その額は、納付日の翌日から支出を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能額に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(3) 返還金については、対象者に未納の徴収金がある場合においても、当該徴収金への地方税法第17条の2の規定に基づく充当処理は行わないものとする。

(4) 還付不能額を生ずべき当該賦課処分に係る固定資産税および都市計画税が未納の場合は、当該還付不能額に相当する額を調定額から減額するものとする。

(5) 還付不能額および利息相当額を算定する場合の端数の処理については、支出を決定した日における地方税法等の関係規定を準用する。

6 返還金の通知等

- (1) 要綱第4条の通知は、別記第3号様式の通知書により行うものとする。
- (2) 返還金の支払は、支出調書をもって請求書に代えるものとする。
- (3) 返還金は、原則として対象者名義の銀行口座に振り込むこととし、対象者から口座名義人（法人にあつては、代表者名）、金融機関名、支店名、預金種類および口座番号を聴取する。ただし、対象者が現金払を希望する場合は、会計課において支払うものとする。

7 その他

- (1) 返還金の支出に係る事務処理の内容および担当は、次のとおりとする。

事務処理の内容	担当
納税義務者の認定および物件の確定	税務室
納税義務者への通知	税務室
還付不能額の算定	税務室
還付不能額の納付金額および納付年月日の確認	税務室
返還金の支出負担行為	管理課
返還金の支払通知	会計課
返還金の支払	会計課

(2) 帳票等の整備

- ア 返還金の支出に係る事務を処理するときは、別記第4号様式の整理簿を作成するものとする。
- イ 還付不能額を確定したときは、関係する課税台帳を整備するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成6年6月10日から施行する。
- 2 5の(2)に規定する年7.3パーセントの割合は、納付日の翌日から支出を決定した日までの日数のうち、次に掲げる期間における利息相当額の算定に用いる割合は、当該規定にかかわらず、次に定める割合(当該割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合に限る。)とする。

(1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 平成26年1月1日以降の期間 各年における地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

附 則(平成11年12月29日改正)

この要領は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成17年11月18日改正)

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日改正)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日改正)

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

相続人代表者届出書

年 月 日

函館市長

あて

届出人 住所 _____

氏名 _____

下記の被相続人に対する固定資産税・都市計画税に係る返還金を受領する代表者として、次のとおり届出します。

なお、この件に関して、いかなる事情が生じても相続人の代表者である私が責任を持って解決いたします。

記

被相続人	住所			
	氏名		死亡年月日	年 月 日
相続人代表者	住所			
	氏名		続柄	
相続人の住所・氏名	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	

- (記載事項)
- 1 被相続人の住所は、死亡時の住所を記載願います。
 - 2 続柄は、被相続人との続柄を記載願います。

第2号様式

共有代表者届出書

年 月 日

函館市長

あて

届出人 住所

氏名

下記の共有物件に係る固定資産税・都市計画税に係る返還金について、共有者全員の代表者として、返還金の受領およびこれらに関する一切の権限を行使することを届出します。
 なお、この件に関して、いかなる事情が生じても共有者間で責任を持って解決いたします。

記

共有代表者	住所	
	氏名	
共有者	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
対象物件所在地		地積・床面積 (㎡)
函館市		
函館市		
函館市		

第3号様式

固定資産税・都市計画税に係る返還金返還通知書

番 号	
住 所	函館市 町
氏 名	様

口座振込先	銀行名	
	種類	
	番号	

年度から 年度までの固定資産
税・都市計画税に係る返還金について、下記のとおり返還
することを決定したので通知します。

年 月 日

函館市長

《 返還金明細 》

			算出基礎			返還すべき税相当額		利息相当額			合 計
年 度	通知書 番 号	期 別	納 付 額	本来納付 すべき額	収納日	税 額	督 促 手数料	計 算 期 間	加 算 日 数	金 額	
			(円)	(円)		(円)	(円)		(日)	(円)	(円)
合 計						(7)	(i)			(y)	(7)+(i)+(y)

